

八代市物件供給等入札事務処理要領

八代市が発注する物件供給、役務、賃貸等（以下「物件供給等」という。）に関する入札事務については、次により処理する。

1 入札回数について

入札の回数は、原則として3回までとする。

2 落札者がいない場合の取扱い

入札を3回行った結果落札者がいない場合には、次により処理するものとする。

- (1) 予定価格と最低の入札価格との差が予定価格の5%以下の場合であって、契約担当者が随意契約できると認めるときは、最低の価格で入札した者（以下「最低入札者」という。）から見積書を提出させることができる。
- (2) 2の(1)による見積書の提出回数は、2回までとする。

3 契約できなかった場合の取扱い

2の結果、予定価格の制限に達せず随意契約ができなかった場合は、直ちにその旨を関係事業課かいに連絡し、関係書類を返戻するものとする。

関係事業課かいは、前記書類の送付を受けたときは、当該物件供給等の仕様等の妥当性についての違算誤算の有無を調査検討し、次により処理するものとする。

- (1) 妥当であるときは、当該物件供給等の指名業者の入替を行い再度の指名競争入札の手続をとるものとする。
- (2) 妥当でないときは、直ちに仕様等の変更をし、原則として指名業者については変更することなく、新たに指名競争入札の手続をとるものとする。

4 指名競争入札を行った結果、全員失格となった場合の取扱いについては、3に定めるところに準じるものとする。

5 物件供給等、工事、設計、測量等に係る随意契約において、落札者がいない場合及び契約できなかった場合の取扱いについては、2、3に定めるところに準じるものとする。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、総務部長専決の日（平成24年8月10日）から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。